

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成十七年法律第五十号）の施行の日から施行する。

秋田県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三号

秋田県職員定数条例の一部を改正する条例

秋田県職員定数条例（昭和二十四年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに企業局」を削る。

第二条第一号(一)中「脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター及び県立大学の」を「(二)から(四)までに掲げる」に、「四、六五九人」を「四、二九二人」に改め、同号(四)を次のように改める。

(四) 公営企業の業務に従事する職員

一一一人

第二条第八号を削り、同条中「六、〇三四人」を「五、三三三人」に改める。

第三条中「前条」を「前条各号」に、「海区漁業調整委員会及び公営企業管理者」を「及び海区漁業調整委員会」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 平成二十年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の秋田県職員定数条例第二条の規定の適用については、同条第一号(一)中「四、二九二人」とあるのは「四、三二六人」と、同条中「五、三三三人」とあるのは「五、三三七人」とする。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康環境センター

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条第一項中「の各号」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 教育職給料表(別表第四)

(一) 教育職給料表(一)

(二) 教育職給料表(二)

第四条第一項第六号を次のように改める。

六 医療職給料表(別表第六)

(一) 医療職給料表(一)

(二) 医療職給料表(二)

(三) 医療職給料表(三)

第四条第四項中「前項」を「前項」に、「級」を「職務の級」に、「格付し、第一項の」を「格付けし、」に改める。

第五条第五項から第十項までを次のように改める。

- 5 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に依りて、行うものとする。
 - 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）にあつては、三号給）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
 - 7 五十五歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「四号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。）にあつては、三号給）」とあるのは、「二号給」とする。
 - 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
 - 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 10 第五項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 第五条第十二項を削る。
- 第五条の二の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「若しくは再び勤務するに至つた場合」を「若しくは再び勤務するに至つた場合」に改め、「復職し若しくは再び勤務するに至つた日又は復職した日以後において」を削り、「給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）する」を「号給を調整する」に改める。
- 第五条の三を削り、第五条の四を第五条の三とする。
- 第十一条の二の前の見出しを「（地域手当）」に改め、同条第一項中「調整手当は、民間」を「地域手当は、当該地域」に、「賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第二項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。
- 一 一級地 百分の十八
 - 二 二級地 百分の十五
 - 三 三級地 百分の十二

四 四級地 百分の十

五 五級地 百分の六

六 六級地 百分の三

第十一条の二第三項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第十一条の三中「前条第二項第一号の人事委員会規則で定める地域及び公署以外の地域及び公署に在勤する」を削り、「職員には」の下に、「前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「同条」を「前条」に、「百分の十」を「百分の十五」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十三条の二第三項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第十八条の二第一項中「又は秋田県立大学の学長」を削り、同条第二項中「第九条第一項に規定する職員にあつては」及び「秋田県立大学の学長にあつては当該額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額」を削り、同項ただし書中「前項」を「同項」に改め、「それぞれ」を削る。

第十九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第十九条の二中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十一条第二項中「九級」を「七級」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「四級」を「三級」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第二十二条第二項第一号及び同条第三項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第四項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第二十三条の七第一項及び第二項並びに第二十四条第二項から第五項までの規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。
別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		

	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
	86	240,100	296,400	345,300	386,800			
	87	240,800	296,800	345,800	387,400			
	88	241,500	297,200	346,300	388,000			
	89	242,300	297,500	346,700	388,700			
	90	242,800	297,900	347,200	389,300			
	91	243,300	298,300	347,700	389,900			
	92	243,800	298,700	348,200	390,500			
	93	244,100	298,900	348,500	391,200			
	94		299,300	349,000				
	95		299,700	349,500				
	96		300,100	350,000				
	97		300,300	350,300				
	98		300,700	350,800				
	99		301,100	351,300				
	100		301,500	351,800				
	101		301,700	352,100				
	102		302,100	352,500				
	103		302,500	352,900				
	104		302,900	353,300				

再任用
職員以
外の職
員

105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							
112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200							
114		306,300								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,900								
123		309,200								
124		309,500								
125		309,900								
再任用 職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第23条の5から第23条の7まで及び附則第3項に規定する職員を除く。